

様式第2号（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称		川島町上下水道事業審議会
開 催 日 時		令和 6 年 1 0 月 2 8 日（月） 午後 2 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分まで
開 催 場 所		川島町役場 2 階 大会議室
議 題		上水道料金及び下水道使用料の改定について
公開・非公開の別		公開 ・ 非公開 ・ 一部非公開
非 公 開 の 理 由 (非公開の場合のみ)		
出席者	委 員	(1 号委員) 小高絵都子、村瀬悟、矢田堀実香 (2 号委員) 赤木敦、永井儀男、安原正也
	事務局職員	上下水道課：石川課長、山下主幹、中島主幹、遠山主査、 丸山主査、岡部主任 新日本設計㈱：藤原 亮
配 布 資 料		次第、委員名簿、資料 1、資料 2
審議会等の内容・概要		
進行：山下主幹 1 会長あいさつ 安原会長 2 事務局より、資料 1 から 2 までを説明 【質疑応答】 ・ 委員 改定率 20%で R15 は赤字、25%で黒字になるのは資料のとおり分 るのですが、この先はどうなるのですか。R15 で黒字になっているの で、R16 以降の利益についてはどうされるのですか。そもそも料金改 定は 5 年毎とか毎回やるのですか。		

・事務局 前回の審議会で総括原価の説明をさせていただきましたが、水道と下水道の料金算定は5年間に掛かる経費を料金に乘せる形で計算しています。ですので、5年間の原価を回収するための料金体系になります。このため、5年毎に料金は見直しさせていただきたいと考えています。

・委員 経常収支のプラスについてはどうなのでしょう。

・事務局 収益上プラスにはなりますが、今回の料金改定は特別措置ということで、料金算定要領に基づいて本来であれば計上すべき資産維持費と利息の一部を料金原価から除いています。全体としては収支が一時的にプラスに転じますが、将来的な管路や設備の更新、維持管理費等の部分を見ていくと、こういう設備投資の金額が料金に入っていないので、収支がマイナスに転じます。ですので、段階的に料金改定をさせていただき、算定要領の資産維持費を見込んでいきたいと考えています。

本来であれば資産維持費として5.6億円を総括原価に見込まなければなりません。今回は激変緩和として、これを計上しない形で計算しています。改定率25%の場合は資産維持費を算入できませんが、30%とする場合は、資産維持率0.4%、6.8千万円程度を算入することができます。

水道の場合、約60%の水を県から買っている状況です。経営戦略では県水の値上げ率を10%と見込んでいましたが、これを上回る単価が示されましたので、もう少し料金改定率を高めないと経営が成り立たない状況です。今回の料金改定は、これを踏まえた25%ともう少し乗せさせた30%の何れかの改定率で行かせていただきたいと考えています。

改定率25%にする場合は、経営戦略で見込んでいた利益より若干少なくなりますが、経営努力で対応できる範囲と考えています。30%にする場合は利益が若干多くなり、次回の改定率を低く抑えることができることから、30%の方が経営上ベストということでご提示させていただいてます。当初20%で計画していたものが30%になると、かなりの負担増になると思いますが、将来的な負担を考えた場合と

して30%の改定率というものをお示しさせていただきました。

事務局としては改定率30%がベストだと思っていますが、現在の各家庭の負担を考慮すると、経営努力をしながら25%とする案も一考かと思っています。

・委員 R7に25%にするとR12年は35%の値上げになるのですか（下水道の場合）。今後10年を考えると、今回の改定率を高くした方が、次回改定率を抑えることができるという解釈でよろしいでしょうか。

・事務局 そのとおりで、下水道の場合30%とした方が改定率は平準化されます。

・委員 料金改定が決定した段階で結果を町民に周知すると思いますが、5年後にもう一度値上げするということも周知するのですか。

・事務局 答申の中に入れていただきたいと考えています。総括原価のルールからすると5年間の経費を切り取って料金に反映させるものですから、5年後には経営戦略の見直しをして、料金も見直すことを答申にいれていただきたいと思っています。

・委員 基本水量0m³の場合、基本料金は220円となっています。空き家を持たれている方は、現在、基本料金しか支払っていませんが、これから1人世帯や使わない家を持たれる方が増えると想定されるなかで、この料金はこうしたことを収入の試算に入れているのか疑問に感じました。

・事務局 基本水量0m³のケースは、水を使った方が使った分だけ料金を支払うというもので、水を使わない場合は220円のみとなります。

基本水量0m³にした場合、水を使わない方は上下水道料金の改定率がマイナスになります。一方、4人家族の場合は値上げ率が30%に近い形になります。水を使わない方にとっては使用しない水量分を基本料金で負担しているという形ですが、基本水量0m³にした場合は、水を使わない方がご負担していた金額を誰かが負担するという形になります。今回の料金シミュレーションでは一般家庭でご負担いただく形になります。料金体系の設定では、ここの考え方が難しいところです。

・委員 専門的な立場から、補足説明させていただくと、基本水量制というのは公衆衛生の向上を目的に、多くの受益者に水道を使っただけのための考え方で、昔の算定要領では基本料金に10m³の使用水量を含めるという制度になっていました。これが、現在では公衆衛生向上の目的が達成されたため、算定要領では原則として基本水量制を採らないという方針になりました。

こうした旧制度の名残で基本水量10m³を維持しているという事業体が残っていますが、これが徐々に減っていき、基本水量10m³を維持している事業体が全国ですと約6割まで減っているという状況です。

他事業体の審議会では、単身世帯や高齢世帯等の10m³使用しない世帯が増える中で、引き続き基本水量10m³の料金を取り続けて良いかという議論が多くあります。

・安原会長 基本水量を0m³にした場合、将来、料金収入は減ると思われませんが、その点についてはどうなのでしょう。

・事務局 水を使う方が負担するのがベストという考えですが、経営の側面からは料金収入は多い方が望ましいです。しかし、単身や高齢者が増えている現状を考えると、基本水量0m³や5m³という考え方になると思いますが、いきなり0m³というのも難しいのではないかと思います。

25%の改定率で基本水量0m³とする場合、4人家族のお宅では料金改定率が30%を超えてくるようなご負担になりますが、5m³であれば30%を超えない範囲となります。この辺りの判断が難しいと考えています。

・委員 補足ですが、全国的に基本料金に基本水量が含まれている場合は、基本料金が非常に安く設定されていて、1箇月で20～30m³使用すると水道料金が特に抑えられるような料金体系の仕組みになっています。基本水量を0m³にすると少量世帯からの収入が減りますが、その分、他の所から不足分を取っていくということになります。こうした意味から公平な料金体系にはなるのですが、基本水量を廃止する場合、どこの事業体でも必ず今回の料金体系の形になってしまいま

す。今後、基本水量10m³は制度的に復活することはないので、どこかの時点では基本水量廃止の判断が必要になると思います。

・事務局 料金を検討した結果、現行の料金体系は特に一般家庭の料金が安く設定されているようです。過去に一般家庭だけの料金を値下げした経緯もあり、今回の料金改定では特に一般家庭の改定率が高くなります。

・安原会長 今回議論する内容としては、まずは改定率を 25%にするか 30%にするかを決めて、その後、基本水量をどうするか議論することによってよろしいでしょうか。

・事務局 基本水量まで決定できれば良いのですが、今回は改定率を決めていただき、基本水量については次回の審議会で決定いただければと考えています。

・委員 経営戦略では3期に分けて中長期の計画を立て、この10年は赤字体質を脱却して、次の10年で更新資金を積み立てて、その先10年で積み立てた資金を活用して施設更新をするというプランと理解しています。これを前提にすると、R16年以降も資金が確保できる水準まで料金改定していくことになるので、どこのタイミングでどう値上げしていくか判断が必要と思います。

専門的な立場から意見を申し上げますと、改定率25%では支払利息の一部が料金から除外されており、資産維持費以外の本来必要な費用も含まれない形となっています。こうした意味からすると少なくとも改定率30%が妥当だと思います。

・委員 県水受水費が23.4%上がるということで、料金改定率30%のお話はそのとおりだと思うのですが、水道を使用して生活しているものとしては、急に値上げされるのは困るので、5年後に見直しがあるのであれば、その状況に合わせて次回検討するものとして、今回は25%が良いのではと思っています。

・委員 R12の改定率も試算されていますが、これは予測であって確定ではないということですのでよろしいですね。私個人としては改定率25%では少ないと感じています。収支計算では次回改定率が示されていますが、実際にはそのとおりにはならないと思います。今回改定率を

25%に抑えるとR12年の改定率が更に厳しくなるのではないかと思います。

・安原会長 県水の R12 年の改定率 15%は確定なのですか。

・事務局 R12の改定率は想定です。県の料金算定期間が4年間R11年までということで報道発表されており、4年後に再度、見直しするということも報告されています。前は少し甘めな改定率を設定した結果、今回のようになりましたので、次回改定率は少し高めに設定しました。

・委員 私の家庭は大家族で、使った人から回収するという考えは賛成です。本音を言うと25%に抑えてもらいたいところですが、今後、空き家が増えていくなかで、今回25%に抑えてしまうとR12年になったときに少し怖いと感じます。今、色々なものが値上がりしている中で、30%の改定率になったとしても妥当なのではないかと思います。当たり前の話ではないのですが、生活していくためには止むを得ないことかと思っています。

・委員 行政的な立場で意見させていただくと、経営戦略の長期計画で最終目標をクリアできるのは30%の改定率だと思います。非常に厳しい時代ではありますが、安定経営という面からすると30%が望ましいと感じます。

・委員 基本水量を0m³・5m³・10m³毎で、収支計算表は変わらないのでしょうか。

・事務局 基本料金分の収入増減を従量料金で調整しているので、どのパターンも収支計算表は変わりません。

改定率については非常に重要な話ですので、簡単に結論はでない部分もあると思います。今回出席された委員の方からは意見を伺えたのですが、欠席された委員の方もおられますので、次回もう少し議論していただくのも良いのではと思います。

・安原会長 今回改定率を決定しなくてもスケジュール的に問題ありませんか。

・事務局 できれば年内に審議会をあと2回開催させていただければ、ある程度方向性が出るのではないかと思います。そうすれば来年早々に

答申まで進めさせていただけると見込んでいます。次回審議会も今回ご提示した資料を基に議論をお願いします。

次回審議会にどうしても出席できない委員の方は事前にご意見をいただければ助かります。

・安原会長 他に意見がないようですので、これで本日の審議会を終了します。

署 名	永井 儀男
	矢田堀 実香